

教 育 委 員 会 7 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 7 月定例会

開催日 令和 6 年 7 月 24 日（水）午前 10 時 30 分～午前 11 時 02 分

開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

出席者 高須教育長、有山教育長職務代理者、中川委員、中澤委員、山口委員、
中村委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター
所長、下北教育監、中村教育委員会事務局部長、赤堀教育委員会事務局次長
兼教育政策総務課長、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育
委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、
村井施設給食課課長、大坪施設給食課課長、坂本学務課長、古田教育指導課
長、村瀬総合教育研修センター課長岡元社会教育推進課長、浦戸教育政策総
務課課長代理兼係長、竹山教育政策総務課係長、池田（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 7 月定例会を始めます。

本日の署名人は、中澤委員にお願いします。

本日の案件は、報告事項が 3 件、議決事項が 2 件でございます。

それではまず、本日の配布資料について確認をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書 1 ページ「6 月・7 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございますか。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

6 月・7 月の一般事務報告をいたします。

6 月市議会定例会につきましては、6 月 21 日に文教生活常任委員会及び予算決算常
任委員会（分科会）、28 日に予算決算常任委員会（全体会）、7 月 1 日から 7 月 3 日

まで一般質問、5日に文教生活常任委員会協議会、10日に文教生活常任委員会が行われました。

そして、本日7月24日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、6月6日から7月5日までに13件ございました。

そのうち新規の後援が3件で、1件目は、音楽教育及び文化の発展に寄与することを目的とした、学校法人大阪国際学園による「第38回奥田メモリアルフェスティバル 川上ミネ ピアノ&トーク ファミリーコンサート」、2件目は、キャリア教育の副教材の作成を通じ、学校教育の振興に寄与することを目的とした、株式会社関西ぽどによる、『「小学生のためのお仕事ノート交野市・寝屋川市版」の発行』、3件目は、子どもたちに地域社会と関わる機会を提供し、教育の発展に寄与することを目的とした、寝屋川市社会福祉協議会による、「ぼらぽ子どもまつり」でございます。

その他、継続の後援が10件で、1件目は、マイライフ新聞社による、「第31回通学圏 私立中学・高校入試説明・懇談会」、2件目は、寝屋川市障害児者福祉施設協議会による、「第26回福祉大バザー アル・プラザウエルフェア '24」、3件目は、寝屋川文化芸術祭実行委員会による、「令和6年度 寝屋川文化芸術祭」、4件目は、寝屋川囲碁将棋連盟による、「令和6年 寝屋川市囲碁初心者講座」、5件目は、北河内少年硬式野球協会による、「第45回大阪府知事杯争奪 日本少年野球 北河内大会」、6件目は、寝屋川中央ライオンズクラブによる、「ライオンズクラブ国際協会第37回国際平和とポスターコンテスト」、7件目は、寝屋川高校楽友会による、「寝屋川高校楽友会第30回コンサート」、8件目は、知的障害者を普通高校へ北河内連絡会による、『第30回「障害」のある子どもの高校進学を考える学習会』、9件目は、2024エンジョイフェスタ in ねやがわ実行委員会による、「2024エンジョイフェスタ in ねやがわ」、10件目は、ピティナNEYAGAWAはちかつきステーションによる、「令和6年(2024年度)ピティナ・ピアノステップ」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告はございませんか。

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

6月の一般事務報告をさせていただきます。

資料に記載はございませんが、6月18日から20日まで総勢55名が参加してのディベート教育に係る岡山視察を行いました。その視察内容について御報告いたします。

今回の視察では、3校のディベート実践校を視察いたしました。

1日目は、岡山操山中学校において、独自教科コミュニケーションの授業を始め、ディベートにつながる探究的な授業を参観させていただきました。

2日目は、岡山白陵中学校において、ディベート甲子園で全国優勝を果たされました際のディベート部顧問より、ディベートに取り組むことのよさやその指導方法について研修会を行っていただきました。

3日目は、岡山大安寺中等教育学校において、独自教科コミュニケーションと、高校1年生が中学生たちに向けて中学校3年間の学びを報告する「羽ばたけ大安寺Day」の参観、そして、同校の研究主任、授業者、ディベート部顧問との全体懇談会を行いました。

今回視察に参加しました教員は、学校を代表しているという責任感のもと、積極的に質問し、教員間でも議論をするなど、真剣に学んでおりました。今後、現地での学びを報告にまとめるとともに、冊子「ねやがわディベート」の改訂、また10月から12月にかけて市立全小中学校が参加するDー1グランプリ2024に向けて今回の学びを生かしてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

はい、中川委員。

○中川委員

1点質問がございます。岡山大安寺中等教育学校では、日本語のディベートだけでなく、英語でのディベートもされていたかと思いますが、どのような形態で参観されたのかをお教えてください。

○高須教育長

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

大安寺中等教育学校におきましては、中川委員がおっしゃるように、日本語ディベート部と英語ディベート部のどちらもございました。今回に関しましては、ディベートにつながる活動ということで、コミュニケーションという教科の中での話し合い活動について参観をさせていただきました。こちらについては、日本語で行われておりました。

以上でございます。

○高須教育長

中川委員、よろしいでしょうか。

○中川委員

はい、ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

はい、山口委員。

○山口委員

今回の視察を通じて、寝屋川市の授業に生かせるような、目を引く工夫点がありましたら、お教えてください。

○高須教育長

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

2日目に行かせていただきました岡山白陵中学校でのディベート部顧問の先生のお話の中で、ディベート甲子園でもコミュニケーション賞を目指すということを大事にされてきたと伺いました。「相手に分かる、ジャッジに分かる、聴衆に分かる」ということを伝えるということを大切にされてこれ、普段の授業でも、「話し合いの中で相手に伝わっているのか」ということをしっかり意識して、指導しているということでした。

ディベート授業をはじめ、ディベート以外の授業においても、やはり「伝え合うことの大切さ」ということを学ばせていただきましたので、しっかり生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○高須教育長

山口委員、よろしいでしょうか。

○山口委員

はい、ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに御質問はございませんか。

私から1点質問がございます。寝屋川市の子どもたちのディベートの課題の1つに、即興的に対応する力の向上を挙げることができると考えますが、この研修を通じて、この課題解決のために、何か学ばれたことはありますか。

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

具体的に申しますと、初日の岡山操山中学校において、国語科の授業の中で、子どもたちが様々なことを調べ、自分の意見を、資料を元に構築し、それを発表している最中に、教員がその発言に対して、「こういうことも言えるんじゃないか」というような違う視点で質問等を投げかけて、その場で回答させるというようなことをされておりました。

プレゼンテーションを全体が聞いているのではなく、そこに随時質問等を入れていくことで、即興的に対応する力も育まれているのだなと参考になりましたので、市内教職員でも共有していきたいと思っております。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに御質問はございませんか。

はい、中川委員。

○中川委員

先ほどの発表中に、質問を教員が投げかけ、子どもたちの即興性を高めるということとは、とてもいいと思います。しかしながら、これは、普通の授業でもある程度できることだと思います。ディベートというコミュニケーションをルールに基づき制約しているという環境を生かす必要があると思いますので、このルールの中でも即興的な反応ができるように整えていくための工夫が、今後導入されると更によいと思います。

○高須教育長

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

御指摘も参考にさせていただきながら、今後もディベート教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○高須教育長

事務局から、ほかに報告事項はございませんか。

ないようでございますので、次に、2ページ「7月・8月教育委員会行事計画書」について、お伺いいたします。事務局から何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

7月・8月の行事計画を御説明いたします。

まず、7月25日に教育委員会臨時会、8月14日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会、8月27日に教育行政事務の点検及び評価に関する会議を予定しております。

次に、8月28日から9月24日まで、令和6年9月市議会定例会が開催されます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

7月・8月の行事計画を御説明いたします。

7月30日午前10時から総合教育研修センターにおきまして、校長夏季研修会が開催されます。校長課題別研修部会より、現状と今年度の取組報告を行います。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかに報告事項はございませんか。

はい、村瀬課長。

○村瀬総合教育研修センター課長

8月の行事計画について御説明いたします。

8月23日（金）午後3時より、市民会館大ホールにて、寝屋川教育フォーラム2024を開催いたします。今年度は、「一人ひとりの子どもを主語にした学校づくり～生涯にわたり探究する力の育成～」をテーマに、中教審の会長として日本の教育界をリードしておられます、荒瀬克己先生より御講演いただきます。

荒瀬先生は、京都市立堀川高校の元校長先生であり、「堀川の奇跡」として当時大変注目されました。本フォーラムにも、既に他市からの申込みも多数寄せられています。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。

事務局から、ほかに報告はございますか。

では、ないようでございますので、「7月・8月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いします。

次に、3ページでございます。

報告第16号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第16号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

取得する財産は、寝屋川市立小学校の教師用教科書等で、財産の概要は、教師用教科書6,566冊、教師用指導書3,463冊でございます。

本来であれば、契約にあたっては、寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得するべきところ、本案につきましては、議会の議決を得ることなく令和6年4月に当該財産を取得したため、このことにつき、追認の議決を行うものでございます。

取得目的は、令和6年度における寝屋川市立小学校の教師用教科書等を当該教師に給与するためでございます。

取得の方法は、大阪府では、教師用教科書及び教師用指導書の供給は、教科書発行者から教科書供給事業者へ委託され、更にその委託を受けた教科書取扱書店から、書店の受け持ちの学校へ供給されることとなっており、寝屋川市立小学校については、有限会社中村興文堂のみが教科書取扱書店となっているため、契約の相手方が特定さ

れることから随意契約としています。

取得価格は、6,738万4,984円、支払い方法は、納入後一括払いで、取得の相手方は、有限会社中村興文堂、所在地及び代表取締役は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第16号「市長からの意見聴取について」を御報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第17号「令和6年度寝屋川市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、報告第17号「令和6年度寝屋川市学校運営協議会委員の委嘱について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

議案書6ページは、新たに第五中学校の学校運営協議会委員として委嘱する方でございます。任期は、令和6年7月1日から令和7年3月31日でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。

では、ないようですので、報告第17号「令和6年度寝屋川市学校運営協議会委員の委嘱について」を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、7ページでございます。

報告第18号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、報告第18号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」、寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問をいたしました、令和7年度使用の中学校教科用図書の選定について答申を受けましたので、教育委員会に報告をするものでございます。

資料は、8ページからとなっております。

寝屋川市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長より提出がありました。

それでは、令和7年度の寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書について御覧ください。

10ページ目以降につきましては、種目別の答申の内容となっており、1. 発行者につきましては、各種目の発行者名が記載されており、2. まとめには、大阪府教育庁と同一の「内容の程度」「組織・配列」「人権の取扱い」「学び方の工夫」「補充的な学習・発展的な学習」の5つの調査項目となっております。

本答申を受けまして、令和7年度に使用する中学校の教科用図書の採択をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第18号「寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。26ページでございます。

議案第25号「令和7年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第25号「令和7年度使用小学校教科用図書の採択について」、令和7年度使用小学校教科用図書の採択のため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和7年度使用の小学校教科用図書の採択を行うためでございます。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、政令で定める期間、毎年同一のものを採択するとあり、その期間が政令で4年とされていることや、令和7年度は、令和6年度と同一の教科用図書を採択

しなければならないという国からの通知もございます。従いまして、小学校教科用図書につきましては、令和5年度に採択いただきました教科用図書に決定いただきたいと考えてございます。

議案書の27ページは、小学校の教科用図書の一覧でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、中澤委員。

○中澤委員

昨年、採択した教科書を使用するのが2年目になりますが、現時点で使いやすさ等の感想はお聞きされていますか。

○高須教育長

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

現時点では、直接的な感想は聞いてはおりませんが、毎回教科書採択を行う中で、各社とも工夫をそれぞれされているものもありまして、子どもたちもタブレット端末を使い、教科書に掲載されているQRコード等のコンテンツを活用しながら、学習に生かしているものと考えております。

○高須教育長

中澤委員、よろしいでしょうか。

○中澤委員

はい、ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

ないので、お諮りいたします。

議案第25号「令和7年度使用小学校教科用図書の採択について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次、28ページでございます。

議案第26号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する等の規則について」を議題といたします。

はい、山本次長。

○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館

ただ今御上程いただきました、議案第26号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正す

る等の規則について」、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、（仮称）こども専用図書館の整備に当たり、令和6年12月31日限りで、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館を廃止することに伴い、関係規則の改正等を行うためでございます。

議案書29ページを御覧ください。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、寝屋川市立図書館規則の一部改正でございまして、寝屋川市立図書館規則の第1条の条文から、「寝屋川市立寝屋川市駅前図書館」の文言を削るものでございます。

次に、第2条につきましては、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則を廃止するものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日は、令和7年1月1日とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第26号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する等の規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があれば、お願いいたします。

では、ないようですので、これもちまして教育委員会7月定例会を終了させていただきます。